

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第18報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和5年3月31日 保医発0331第1号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和5年4月28日 厚生労働省告示第180号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和5年4月28日 保医発0428第3号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について
- ・令和5年4月28日 保医発0428第4号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早269		下から1行目	<p><b>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</b></p> <p><b>(4) 保険医が投与することができる注射液</b></p> <p>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤</u></p>	<p><b>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</b></p> <p><b>(4) 保険医が投与することができる注射液</b></p> <p>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤</u></p>	字句挿入
早333		下から3行目	<p><b>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</b></p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、<u>ビメキズマブ製剤</u></u></p>	<p><b>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</b></p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤</u></p>	字句挿入
487	右	下から10行目	<p><b>D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(3) 肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目)は、肺癌患者の腫瘍組織を検体とし、EGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査、METex14 遺伝子検査、K-ras遺伝子検査及びOR ET融合遺伝子検査をリアルタイムPCR法により同時に実施した場合に、患者1人につき1回に限り、「D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査」と「D004-2悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」を合算した所定点数を準用して算定する。</b></p>	<p><b>D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	字句挿入

			<p><u>(4) 肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目)と区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの(肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。))又はK-ras遺伝子検査に限る。)、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの(肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)又はRET融合遺伝子検査に限る。)、区分「D006-12」EGFR遺伝子検査(血漿)、区分「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「1」ROS1融合遺伝子検査、「2」ALK融合遺伝子検査若しくは「3」METex14遺伝子検査、区分「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「4」EGFRタンパク若しくは「6」ALK融合タンパク又は区分「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	(新設)	字句挿入
494	右	上から12行目	<p><b>D007 血液化学検査</b>  (1)~(20) (略)  (21) 「28」のKL-6、「35」の肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)及び「37」の肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)のうちいずれかを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)はEIA法により、肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)は、EIA法又はラテックス免疫比濁法による。  (22)・(54) (略)</p>	<p><b>D007 血液化学検査</b>  (1)~(20) (略)  (21) 「28」のKL-6、「35」の肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)及び「37」の肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)のうちいずれかを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)及び肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)は、EIA法による。  (22)・(54) (略)</p>	字句挿入
511	右	上から22行目	<p><b>D011 免疫血液学的検査</b>  (1)~(3) (略)  (4) 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)、<u>血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性</u>  ア 「10」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)、「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は、ヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。  イ <u>血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は、イムノクロマト法により測定した場合に、区分「D012」感染症免疫学的検査の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u></p>	<p><b>D011 免疫血液学的検査</b>  (1)~(3) (略)  (4) 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)  ア 「10」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)及び「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)は、ヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。  (新設)</p>	字句挿入



522	右	下ら1行目	(54)～(58) (略) <u>(59) 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。</u>	(54)～(58) (略) <u>(新設) 令和5年4月1日から適用。</u>	字句挿入
1126	右	上ら17行目	<b>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</b> (1) 病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 <u>ただし、「3」のHER2タンパクについては、化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者について、過去に乳癌に係る「3」のHER2タンパクの免疫染色を実施した場合であって、抗HER2ヒトモノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応の判定を補助する目的で薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2が低発現であることを確認し抗HER2ヒトモノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するためにHER2タンパクの免疫染色を再度行う場合に限り、当面の間、別に1回まで算定できる。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> (2)～(12) (略)	<b>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</b> (1) 病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 (2)～(12) (略)	字句挿入
調24	右	下から16行目	<b>01 薬剤調製料</b> (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ、 <u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤</u> に限る。 ウ～オ (略)	<b>01 薬剤調製料</b> (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ、 <u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤</u> に限る。 ウ～オ (略)	字句挿入
調87	右	上から23行目	<b>30 特定保険医療材料</b> <b>別表2</b> <u>、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤及びビメキズマブ製剤</u> の自己注射のために用いるディスプレイ注射器(針を含む。)	<b>30 特定保険医療材料</b> <b>別表2</b> <u>、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤</u> の自己注射のために用いるディスプレイ注射器(針を含む。)	字句挿入

調88	右	下から1行目	<p><b>別表3</b></p> <p>サトラリズマブ製剤</p> <p><u>ガルカネズマブ製剤</u></p> <p><u>オフアツムマブ製剤</u></p> <p><u>ボソリチド製剤</u></p> <p><u>エレヌマブ製剤</u></p> <p><u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u></p> <p><u>カプラシズマブ製剤</u></p> <p><u>乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤</u></p> <p><u>フレマネズマブ製剤</u></p> <p><u>メトレキサート製剤</u></p> <p><u>ビメキズマブ製剤</u></p>	<p><b>別表3</b></p> <p>サトラリズマブ製剤</p> <p><u>ガルカネズマブ製剤</u></p> <p><u>オフアツムマブ製剤</u></p> <p><u>ボソリチド製剤</u></p> <p><u>エレヌマブ製剤</u></p> <p><u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u></p> <p><u>カプラシズマブ製剤</u></p> <p><u>乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤</u></p> <p><u>フレマネズマブ製剤</u></p> <p><u>メトレキサート製剤</u></p> <p>(新設)</p>	字句挿入
-----	---	--------	---	--	------